

第百二十九回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 二 号

平成六年三月二十五日(金曜日)

午前十一時三十四分開議

出席委員

委員長 栗屋 敏信君

理事 谷 洋一君

理事 古屋 圭司君

理事 北沢 清功君

理事 今井 宏君

理事 安倍 晋三君

理事 栗原 裕康君

理事 佐藤 剛男君

理事 西田 司君

理事 平泉 渉君

理事 小林 守君

理事 吉岡 賢治君

理事 吉田 公一君

理事 山崎広太郎君

理事 佐藤 茂樹君

理事 穀田 恵二君

出席国務大臣

自治大臣 佐藤 観樹君

出席政府委員

警察庁長官官房 廣瀬 權君

警察庁刑事局長 垣見 隆君

警察庁長官官房 宝珠山 昇君

自治大臣官房長 遠藤 安彦君

自治省行政局長 佐野 徹治君

自治省行政局長 湯淺 利夫君

自治省行政局長 瀧 実君

自治省税務局長 古出 哲彦君

委員外の出席者

内閣参事官 小幡 政人君

国税庁課税部所 得税課長 古出 哲彦君

地方行政委員会 調査室長 前川 尚美君

委員の異動

三月二十五日

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

同日

安倍 晋三君

同日

安倍 晋三君

山岡 賢次君

補欠選任

石橋 一弥君

吹田 悦君

らの提供かといったことにより課税関係が異なりますので、なかなか一概には申し上げられないというところでございます。

○穂積委員 それでは自治省の方は、まず所得税法に連動する地方税の方についてはいかがですか。

○清政府委員 地方税の場合には、仮に国税において所得として認定するものがあれば、それに連動して地方税の方が対処するということになるかと思ひますので、地方税の方が所得の把握ということを先行的にやるわけではございませんので、あくまでも所得税の方で、あるいは贈与税の方で、あるいは御判断をされるかということになるかと思ひます。

○穂積委員 脱税になるんじゃないかという話と、それから、これは個人の贈与を受けたということとでなしに政治資金としてもらったんだということになると政治資金規正法の届け出義務違反等になるかどうかについて、自治省当局、いかがですか。

○佐野(徹)政府委員 自治省といたしましては、事実関係を承知しておりませんので、お尋ねの件につきましては答弁は差し控えたいと考えておりますけれども、一般論として申し上げますと、政治資金規正法の規定では、年間百万円超の寄附を受けたものにつきましては政治資金の収支報告に届け出をする、こういう規定がございます。

いずれにいたしましても、個別具体のことにつきましては判断を差し控えさせていただきますと考えております。

○穂積委員 私どもは、これはうわさで聞いておりますのは、細川さんが熊本県知事に出馬する前に候補として地元で認知されるためにいろいろな仕事をなさった、そのために金も要った、使ったというようなことの中で、この一億円問題が出たのではないかとこのように言われております。いづれにしても、今まで御質問しましたように、脱税問題あるいは政治資金規正法違反問題ということになりかねない金の受領だったということを逃

れるためには、借りたんだ、そして後で返したんだというようなことを言わざるを得なかったのかな、こういうことでみんなが疑いを持っているわけですね。

これは我が党として他の国会の場でも引き続き事実関係を明らかにしていくこととして、私は、国税当局あるいは自治省当局においてもその推移を見ながら適切に対処していただきたいということとを申し上げて、この点は一応これまでといたします。

上から下、下の国務大臣もやっていることはどういふ状況なんだということの一つが、藤井大蔵大臣の塩田関係業界からの一千万円献金問題であります。これについては、これまで国会で大蔵大臣は、もらっていました、政治資金としてもらっていました、しかし妥当を欠くと後で判断したので一千万円を返済いたしました、こういう説明ですね。

これについては、政治資金として受領をした、一定期間と置いていた、預金であるいは現金でかは知りませんが、それについて返済したということになりますと、その時期にもよりますけれども、これは政治資金規正法上の届け出義務との関係ではどういふことになりますか。お答えいただけますか。

○佐野(徹)政府委員 一般論といたしまして、政治資金規正法では、政治団体の会計責任者は、その年におきますすべての収入及び支出につきましてそれぞれ会計帳簿に記載をいたしますとともに、法律で定める事項を記載をいたしました収支報告書を自治大臣なり都道府県選挙管理委員会に届け出をすることになっております。一たん受理いたしました政治資金を後で返還をいたしましたような場合につきましても、その事実の発生をいたしました年の収支報告書の収入及び支出項目欄にそれぞれ収入額なり支出額を記載することになるわけでございます。

○穂積委員 普通の民間の常識からすれば、一千万円というのは大金であります。大金を一定期間

どういふ形でか持っていたら、これは金には利息がつく。利息を生じていた場合には、それについてはもし大蔵大臣が返さなかったということになりますと、それはどういふことになりますか。いかがでしょうか。

○佐野(徹)政府委員 政治資金の寄附があった場合には、通常それは政治活動に使われるのではないかと考えております。利息が生じるかどうかというのとは、これは具体的な事実関係がどうなるかということ、私ども詳細は承知をしていないところでございますけれども、寄附の関係につきましてはの考え方を申し上げますと、一たん受領いたしました寄附につきましては、その後は、その政治団体でどういふように使われるか、どういふように運用されるかという問題でございます。利息を返還するかどうかということにつきましては、政治資金規正法上の問題というのは特にはない問題ではなからうかというように考えております。

○穂積委員 これは事務的な処理としては今後ともどういふことになるかということでありますが、問題は、このようなことで塩田関係業界を監督する大蔵大臣が適正なる行政をやっているのかどうかというこの疑いに絡んで問題になっている、そこを十分国民の皆さんもおわかりいただけるかと思ひます。

この細川総理のもとでもう一人、これは最近の問題であります、愛知防衛庁長官が三月十二、十三の両日、石川県下に出張された。これが法に触れることになる出張ではないか、問題ではないかということをお聞きを申し上げます。三月二十四日、朝日あるいは産経も報道したわけであります。

私どもも、三月十日、石川県知事の選挙告示がされまして、激しい選挙戦へ突入したその後、現職の防衛庁長官が現地入りして、自衛隊の現地組織の幹部を集めてどのようなことを言ったのか、当然この辺については時期が時期だけに、そういうことをやったことについて真相を明らかに

し、是非を論じなければならぬと思っております。実は、防衛庁の方からいけば、きのうの私の要請に応じてくれました、長官の出張の目的、日程、内容、旅費等についての資料をお届けいたしました。事務方が、きのうの官房長官がここで御説明されたように、時期が時期だけにということと慎重な判断を長官にお願ひしたということは事実のようでありまして、そういう事務方苦心の報告であります。

十二日は公務出張、十三日は政務出張というように、きょうの資料をいただいたわけでありまして、一休全体、過去において国務大臣が、選挙に際し、みずからの所属する、あるいは友好党の候補に対して応援活動をするのは、これは特別公務員としては許されております、当然のことです。選挙中に国務大臣がその選挙に応援に行くというのとは、これは別に法にもとめるものではないが、それはあくまでも政務として出張するということ、その政務としての処理をすべきである。

ところが今回、この十二、十三と、十二日は公務、十三日は政務というように、きょうの資料と区分けして長官の行動が行われたかどうかは、甚だ疑問だと私は思ひます。そのようなことがあるから、従来は選挙告示が行われた後の選挙戦に公務出張というようにすることは自粛する、それが「李下に冠を正さず」という、重い地位にある人間の心得だというふうなことを考えて、そういうことを慣習、慣例としてきたんではないですか。防衛庁官房長、いかがですか。

○宝珠山政府委員 過去において選挙が行われている地域に出張したことがどうかという点については、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど調べさせていただきますと思ひます。

愛知防衛庁長官が小松及び輪島基地を十二日に視察いたしました目的などについては、昨日御説明申し上げたとおりでございます。

○總務委員 実はそのうあなたは、事務方から時が時だから慎重にと申し上げたというふうなお話でした。三月七日、どうしても選挙応援に行きたいと長官が言うものだから困ってそういうことを申し上げたけれども、長官は事務方のいさめを押し切ったというふうなうわさとして聞いておりますが、その事実関係はどうですか。

○宝珠山政府委員 七日の日に出張を輪島、小松というところで日程を組んでほしいという御指示をいただきました。その後、新聞を通じて、石川県知事選が行われているということも別途知りまいた。日程の調整の十日か十一日であったと思いますが、自衛隊員を選挙あるいは政治というものに巻き込むようなことはなさらないでいただきたいということを申し上げたことは確かでございます。しかし、それはそういう目的を持てているからというのを申し上げたつもりではございませんで、周辺の状況から、隊員に迷惑がかかることがないようにという官房長としての気持ちを申し上げたところでございます。

○總務委員 官房長、非常にづらい答弁の御様子なんです、ちょっと気の毒にも感じますが、これは現在週休二日制が官庁にも及び、土、日は普通は休み、だから土曜、日曜は防衛庁としても最近公務を外して、そこで行かれるとなればそれは公務半分以上ということなことから、政務として出張をお願いするということなことが筋だったのではないかと思います。だから、土曜日は公務という、これも従来の扱いとは違うことを、長官はあなたの方を押し切ったんじゃないでしょうか。そこはどうですか。

○宝珠山政府委員 昨年の十二月二日に就任以来、大臣の信念をいたしまして、シベリアンコントロールの原点は隊員の実情を直接政治家が把握しておくことだということを強く申されておりました。あわせて、じかに隊員を激励したいというお話を常々されております。予算の編成過程にごさいましたが、やはり一番苦労されているところを視察され、励まされるのが一番ありがたいと

いうようなことを幕僚長などが、雑談ではあります。が申し上げたのを記憶しております。その中の一つとして、雪深いあるいは僻地勤務ということ、なかなか過去におきましても大臣などが訪問されることの少ないリーダーサイトなどというのをこらんといたくどいというふうな発言もございました。

そのようなことが頭に大臣としては残られていたのかと思いますが、三月五日に佐渡、これは大変厳しい勤務を強いられるところでございます。が御視察されて、その際に、周辺諸国の動向などを頭に置かれていたと先ほども内閣委員会でも御答弁になつておられました。が、ぜひ輪島を視察したいということを決心されて、七日の日、御指示があったものでございます。

土曜日をあえてどうして使ったかということになりますと、これは先ほど申し上げましたような大臣の信念のもとに、近間のところであれば国会の開会中もちょっと出かけることができるわけであり、遠くになりますとウイークデーには国会開会中であり、なかなか使えないということから、土曜日というものをどうだということ、を、ずっと以前であります、検討を命じられたことがございます。

その際に私も申し上げましたのは、そういう場合には隊員を全員集めるというふうなことは御勘弁願いたい、しかし二十四時間体制で、勤務している隊員は常にいるわけであり、その、その隊員方を激励いたく、あるいはその実情というもの、を掌握、御視察いたくということであり、すれば可能でございますというのを申し上げました。そういうことで、土曜日というものも使う、ただし、その際には、それに伴いまして過大な負担が隊員にかからないように配慮するということを示されまして実施しているところでございます。

今日まで十八回出張をしております。そのうち七回が土日の出張になっております。明日は土曜日であり、横須賀地区に参りまして、潜水

艦部隊を視察することを予定しております。それから明後日は防衛医科大学校という、土日の日程があるわけでございます。

そういうことで、このような日程というものを頭に置きながら、四月以降になりますと、とても一日をかけてあるいは二日をかけての出張というのは難しいということから、三月十二日を選択にされたというふうな承知しているところでございます。

○總務委員 とにかく、東京から小松基地に行かれたら、基地司令以下十数名、各独立部隊長十二名も含めて、勢ぞろいしてお迎えをした。それからその後、次々と幹部と懇談をされて、幹部の懇談会では、それこそ全部独立部隊長集まれというふうなことで話をしてきたということでしょう。夜は懇談会ですね。翌日は、これは政務の中で輪島方面、それぞれ各隊長や何やら集めて、お会いになっている。こうなると、まあ現地視察というのは確かに公務の面はあるとしても、政務的色彩が強いと言われてもやむを得ないですな、これは。

そうなりますと、政務主体なのに公務出張ということで旅費を払った。これは、そういうことになる。その辺は問題があるのじゃないですか。これは大蔵省給与課長さんですか、どなたかおいでになっておると思いますが、国家公務員、特別公務員の公務と政務の仕分けについては原則はどういうことになっているか、簡単に答えられたい。——給与課長、来いと言っておきましたけれども、それで、後で私のところへ説明に来てもらいましょう。

実は問題は、自治大臣、公職選挙法第百三十六條の二、「次の各号の一に該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。」これは国、地方公共団体の公務員全部にかかっております。国務大臣愛知防衛庁長官もこの条項が適用される。これは、大臣という地位をかざして、自衛隊で、現地で国の防衛に一生懸命研さんて、常時怠らず努力している自衛隊の諸君に

対して、その大臣の地位を利用して今回の選挙において選挙運動をしたというふうなことになるという気がしますが、これについては、そうなることすれば公職選挙法違反ということになりかねないですけれども、この関係で自治省、いかがですか。

○佐藤国務大臣 きのうの官房長のお話でも、自衛隊の基地内での選挙演説、応援演説というのはいないというふうには聞いておりますので、まず、その部分のことについては、これは事実関係でございますので、ひとつお確かめをいただきたいと思ひます。

それから、總務委員の御質問には二つのポイントがありまして、一つは公選法で言うところの地位利用、もう一つは公務と政務というものの仕分けの仕方、この二つの問題点があると私は聞いたわけでございます。

それで、この公選法百三十六條の二と二百三十九條の二で言っております地位利用というものについては、確かに、国や地方公共団体の公務員については、公職選挙法上地位利用による選挙運動や選挙運動類似行為というのは禁止をされております。

ただし、ここで言いますところの地位利用というのものにつきましては、その地位があるために特に選挙運動等を効果的に行使得るような影響力または便益を利用する意味でありまして、職務上の地位と選挙運動等の行為が結びついている場合と解しているということでございますので、愛知防衛庁長官の行動が直ちに地位利用ということになるかどうかにつきましては、具体の例を見ても、きょうの官房長のお話では、選挙事務所五分が十分寄ったというふうな官房長は言っていたと思ひますが、これが公選法で言うところの地位利用というものに当たるかどうかというところにつきましては、具体の事実に見まかせんと、今は判断できないと思ひわけでございす。もつと詳しく具体的な実例集として自治省が指導しているものがありますけれども、時間がこ

まいせんので省かせていただきますが、直ちに地位利用という具体的事態に合っているのかどうかということについては、私は即断しかねると思います。

それから、これは私が言うほどのことでもないのですが、関係の一員として、やはり政治家でございますから公務と政務というものが、日にちとして、この場合には十二日が公務、十三日が政務、穂積委員も言われましたけれども、政治家という立場で、それはいろいろな意味であり得るであろうと私は思うのであります。したがって、帰りの飛行機等は御自分で出されているということであり、車も防衛庁関係の車ではないというふう聞いておりますので、公務と政務というものはそれなりに、日にちにおいて分けられているというふうには私は理解をしておるわけでございまして、具体的なことでさらに御疑問があれば、防衛庁の方に具体的な事実をさらにお確かめをいただいて判断されるのではないだろうかというふうに考えております。

○穂積委員 自治大臣が今いみじくもおっしゃったように、事実関係がわからない限りはこれはいかんとも言えないということだと思いますが、では事実関係はどうだったということになれば、それは自衛隊の現地の皆さんは、大臣をかばって、公選法違反の地位利用的な選挙運動を受けたと言ふことはまず常識的にはなからう、こういうことになりません。

そうしますと、地位利用、公選法違反被疑事件として事実があったかどうかというところは、選挙違反を取り締まる警察関係のことになると思いますが、警察庁刑事局長さん、これについてはいかがでしょうか。ちょっと所見をお述べいただきたい。

○垣見政府委員 お答えいたします。個別の案件につきましてお答えするのは差し控えたいと存じますが、一般論として申し上げれば、警察は、いかなる場合であっても、事実関係を踏まえまして、事案に即して適正に対処すると

いう考え方でございまして、今後とも同様に対処してまいる所存でございます。

○穂積委員 警察庁の責任者としては今のようなお答えになると思いますが、いずれにしても、白熱している選挙に対して、地位の重い人がこのようなことで疑惑を持たれ報道される。これでは政治改革を進める細川内閣、一体どうしているのだということになると思うのです。先ほど質問をいたしましたように、一億円疑惑のさなかにある細川総理があらはれ現地入りするということふうにお聞きしておりますけれども、そういうようなことを地元の有権者はしかと判断していただきたいことを希望して、次の質問に移らせていただきます。

さて、本題のきょうの法案関係の質問に移らせていただきます。

防衛庁長官関係の質問のことでおいでいただいた方々、ありがとうございます。お引き取りいただいた結構でございます。

きのう私どもの同僚議員からも既に質問が行われたわけでありますが、現在の景気状況を考えましたら、私どもは何としても早く有効な景気対策を進めてこの長期不況から脱却させなければならぬ、これは経済政策、国政の最大課題であるということは申すまでもありません。

そういう中で、これまでの累次の予算の補正に引き続いて平成六年度の本予算の審議が早く行われなければならぬというところは、私もそう思うわけであります。しかし、その前段で、細川総理が先ほどのような疑惑を解明しないままに審議に入るわけにもいかなないという状況になっているというところは、政権側はよほど責任を痛感すべきことだと思っております。

そこで、そういう中ではあっても、いわゆる日切れ法案ということで、私どもも国民の皆さんのことを考えれば、必要な措置はきちっと国会でとっていくということであろうということと今回こうして審議に依拠しているわけでありまして、ただ、日切れ法案であるかどうかということに

ついて振り返ってみますと、交付税法は二十三年ぶりに日切れ法案ということで、順調にいけば年度内に始末がつくという見通しでしょう。私ども自民党は、交付税法案というのは、地方団体に与える予算を早く決めてもらって、そうして円滑な地方行政推進ということを考えるべきだ。となれば、従来は自民党はこれを日切れ法案として処理することを主張してきた経緯があります。これをかつては、従来の野党はそうじゃないというようなことで主張をし、もめたこともあるわけですが、今回この日切れ法案の処理ということについて、従来の経緯を踏まえて自治省はどのようにお考えになっているか、お答えいただけます。

○湯浅政府委員 今回、地方交付税法の改正について御審議をいただきました早急に審議を完了していただけたということは、私どもにとりまして大変大きな意義があると思っております。

具体的に申し上げますと、まず第一点は、やはり年度が始まる前に国の地方財政対策というものがこれで確定をするということでございます。地方交付税法が確定するというところは、地方交付税の総額が決まり、かつ毎年度毎年度の施策を織り込んだ単位費用が決まってくるということでございます。その中で、地方団体に對する地方財政対策というものが年度が始まる時点ではっきりするということでございます。これはまず地方に非常に安心感を与えるということがまず第一点であろうかと思えます。

それから第二点は、早くこの御審議をいただくということとは地方団体ごとの交付税の金額がそれだけ早く決定することができるということでございまして、既に委員も御案内のとおり、三千三百の地方団体の中では交付税のウェイトの大きい団体がたくさんございます。特に今年度の場合には、景気の低迷あるいは低迷を受けてまして一般財源の見込みというものが非常に不透明な状況にあるわけございまして、そういうときに交付税法を早期に成立していただいて、それだけ算

定事務が早められるわけでございますから、従来よりもかなり早く各地方団体ごとの交付税額が決定することができるということでございまして、各地方団体にとりましては年度内の一般財源の見込みというものが的確に捕捉することができ。これは年間の財政計画を立てることも可能なわけでございます。そういう意味でそれぞれの自治体の財政が非常に円滑に運営することができ、これに大きく寄与することができるとはならないかというふうに考えております。

また三つ目には、この地方交付税法の中に決めたただく単位費用の積算の基礎というものが、これは国の各省の補助事業でございますとかあるいは単独事業の内容を積算の基礎として積み上げていくわけでございますので、こういうものが早く決まることは各省庁の施策も円滑に実施することができるといふこともこの効果としてはあるわけでございます。地方交付税法が早く成立するというところは、以上申し上げましたようないろいろな点で地方団体にとりまして大きなメリットがあるというふうに考えるわけでございます。

○佐藤国務大臣 今財政局長の方から、地方交付税法について日切れ法案扱いにして国会の中で御議論をいただく、その意義につきまして詳しく説明がありましたけれども、今申しましたようなこととございまして、与党はもちろんでございましてけれども、自由民主党におかれてもこういうことと御協力をいただきますことを、三千三百の地方自治体を指導する立場にございまして自治省、自治大臣としまして、厚く御礼を申し上げます。

○穂積委員 どうも早々と御礼を申し述べていただいておりますが、それにしても、私どももこの国会において常に皆さんと一緒に地方自治の円滑な発展を念頭に議論しなければならぬと思っております。佐藤大臣は、お人柄もあるのかもしれませんが、自治行政関係の国会論議についてはまことに恵まれたようなことになりかけている。お人柄に改めて敬服する次第でございます。

す。

ところで、それではまず地方税関係に入りますけれども、今回の個人住民税の二〇%減税ということを中心年度で仕組んでいます。この景気対策上の意義についてであります。これは所得税についても同様であります。とにかく稼働の中から持っていくための所得税がことしはまけてもらえそうだし、そしてまけてもらった分、使って景気をよくするために協力してもらいたい、わかりやすく言うとなんかそんなふうな意味で、国税、所得税に関しては二百万円を上限としてそういう計画がされている。これは今後本予算の審議に際してしかと議論がされると思いますけれども、とりあえずこの地方税の方で六月、七月、個人の場合住民税がまけてもらった、それから事業所得者等は、第一期の六月分は年間の二割分まけてもらった。それを国民の皆さんがその意義を理解して、景気振興のためにうまくこれを使ってもらえるということにならないと意味がない。

この辺については、皆さんは景気対策上この効果をどのように考えておられるのでしょうか。○佐藤国務大臣 今の景気の状態を見ますと、幾らか明るさが出てきた。軽自動車、軽トラック、耐久消費財が売れてくる、あるいは企業業績につきましても思った以上に悪くない、D1も幾らか上向いてきているというふうなこともございます。住宅産業あるいは公共事業、これは順調に国民総生産の中で出てきておるわけでございまして、やはり約六割を占めます個人消費が元氣を出していただきたいと思います。景気はさらに明るさが増してこないというところで、今総務委員言われましたように六月に、最高の方は二百二十万、ひとつボーナス時期にどんと消費をしていただく。

やはり景気もあがりますので、明るさを増すという面におきましては、これは世界的に、レーガン減税などよりもさらにGDPに占めます比率も非常に高いという史上最大の減税でございしますので、今までもこれだけの金額は日本にお

てもやったことがないということでございすから、その心理的な効果というのは非常に大きいのではないかと。

さらに、ちょうど三月期の決算等を見ますと、恐らく、恐らくではございません、五月に決算のいろいろな報告が出てくるわけでございすから、そういった幾らか明るい企業業績等のこと加わり、かつ財布も減税で少し膨らむということになりますと、さらに秋に向けて景気の回復に非常に明るい材料をプラスすることになるのじゃないか。

全体的にはこういうふうな考えておるわけでございす。○穂積委員 まあ考えられる景気対策はとにかくやらなきゃならぬということで、その一環であることは理解します。

それにしても、地方税でいえば二十万円を限度としての減税、そういうことをせつかくやって、これは所得がある人がその恩恵を受けるのであつて、余り所得のない人、所得の少ない人は、その減税よりは、片方で政府側がもうろんでいる厚生年金の掛金のアップとかさうしたことや何やで、全体を考えたらどうなるんだという議論があるわけでありす。

そういう多少疑問のあることでも、まあ効果をねらつて、やれることはやってみようということでもくろまれているこの特別減税が、実はきのうから議論されておりますように、厳しい地方財政の中ではトータルで一兆六千億を超える減税となる。これは単年度でそうすね。その地方財政に及ぼす影響、これは本当に真剣に考えておかなければならないと思ひます。とにかく特別地方債で住民税減税を行う。これで本場に近づいたが合

うものがさらに高まる。そこで、これは地方交付税との関係にもなるのですが、地方債の残高があていく。百兆円という残高の見通しということになりますと、これは国民一人当たり八十数万円になるでしょう。国の

国債残高は二百兆円。合わせて全体でいけば大変な国民の借金ですから、そういう中で地方財政上もその点を忘れることなく対処していかなければならないと思ひます。

問題は、こうした特別減税に伴つて今回その分地方財政の硬直化を招くということは明らかでありまして、これについて今後どのような算段をしてこの償還をしていくのか、その辺について改めて自治行政としての基本的な考え方を示した

○佐藤国務大臣 穂積委員言われますように、一兆六千億だけではなくて、交付税自体のものになりますところの所得税等が減るわけでございすから、その分一兆二千四百億も補てんをしなければなりません。したがって、約二兆八千億ちよつとというものにつきました。これまた地方財政が負担をしなければならぬということ

私は、一般的に地方債の活用ということは、景気対策という面で弾力的に運用することは、これ

も時と場合によつては必要だと思ひますが、御承知のように平成六年度では約百兆を超える借入金残高を残す体質、御指摘のようにこのままにして

おいては大変だと思ひます。したがって、連立与党の方として、もういっただけの財源の補てんをする

という中で地方の独立した財源という問題も含めまして、これから地方税制、地方財政のあり方そのものについて根本的な転換を図っていくことの必要な時期にきているというふうに私も認識を

し、また連立与党の方にも、そういう視点でひとつ税制改革協議会の方で地方財政につきましても十二分の協議をしていただきたいということ

○穂積委員 まずはことし、ともかく住民税の特別減税をやる、しかし今後これは政権側でも年末に向けて各党間で十分議論することのよう

ですが、私どもも重大関心を持っております。そういう意味で申し上げるのですが、結局、地方の税収については地方税全体を見直す時期にあるということ、私どももそうだと思います。

そのときに、きのう実は私は、大臣の同僚議員に対する答弁をお聞きして大変感心をしたのです。それは例の、とにかく地方税収は総体として見て、直間比率を見た場合、間接税の比率が

国税に対して極端に低い、これは明らかでありすね。一対九だ。その現状というものを、将来の地方行政の税源問題として抜本的に見直しをして議論させてもらいたいというふうなことでありまして、直間比率の見直しとなれば、実は、見直しというのは要するに間接税の比率を高めるとい

そういうこととして、この問題に関しては、地方自治体はもうかねてからの主張ですけれども、現在、自前の税収を確保していきたいという要望がありますよね。そういう中で、特別消費税は別ですけれども、今は国税当局が一括して間接税を押さえて、取った中から地方に回してもらうというシステムになっている。そういう中で、地方独自に国の消費税に見合う地方消費税として独立させて間接税率というものを高めたい、確実な税源措置を講じたいという議論がありますが、これは国税との関係でいろいろ問題もあるし、どだい国民一般からどのような御意見をいただけるのか問題は、この問題については今後どのような見通しと戦略を持って対処されようとしているのか、お考えを伺いたいと思います。

○佐藤国務大臣 穂積委員からお褒めをいただきましたけれども、ただ、その結論に至るまでにはやはり国民の理解を得るための前段の環境整備が必要なのでございまして、これから高齢化社会の中で福祉が一体どんな格好になっていくのか、どのくらいの負担をするのか、税はどのくらいの負担であって、個人はどのくらいこれから負担をしなければいかぬのか、あるいは今、国税の中でも言われております不公平税制というものをどのくらい洗い直すかという問題もございまして、消費税そのものの欠陥と言われております益税を初め、いろいろな問題もあるわけですね。外国の消費税と比べれば、あれは外国に行ったときには返ってくるわけですね。今の帳簿方式では返ってこないといういろいろな問題があるわけでございますので、そのあたり、国民の皆さん方がいろいろ疑問や不満に思っていることを一つ一つつぶしていき、そして、その上に立ってまず間接税をどう絞り出していくか、その前提が大事なことをひとつ御理解いただきたい。結論先にあるきではないことだけ御理解いただきたいと思えます。

それで、国と地方をどうやっていくかという、

日本の財政にとりまして非常に重要な時期に来ていっていると思っております。したがって、十二月末までは与党の方も税制改革の中身について詰めることになっておるわけでございますから、今御指摘のございました、つまるところ地方消費税のお話だと思いましたが、これについても、今申しましたように環境整備をする中で、地方消費税というのは、消費課税と税を交えてみずから地方自治体が徴収をするということも踏まえまして、大蔵省もございまして、与党もございまして、野党の皆さんもございまして、そういう納付を得るように、その時間があると私も思っていますので、この一年はそういった意味で非常に重要な時期を迎えている、こういう認識でございます。

○穂積委員 具体的な各税についてですけれども、まあ住民税は今のような話ですが、次は事業税について、例のマスコミ等の七事業についての特別措置を、今回時間をかけて少しずつカットしていった最後はなしにするという方向、これを確定するというのは評価していいと思えます。あの税制論議の時期になると打ちそろって事業税廃止は勘弁してくれと、さんざん私も自民党サイドはマスコミからいろいろ冷やかされたり悪口を言われたりしている中、そのときはここにこそマスコミ関係の団体が陳情を繰り返してきたのですが、私も税制全体の筋からこれは本来おかしい。おかしいといながらも、公器たるマスコミの立場も考えながら、最後は繰り延べみたいなことを繰り返してきたということですから、今回これは大変結構だと思っております。

これについてマスコミ側の反応はどうでしたか、ちょっと御説明いただきたいと思えます。○佐藤国務大臣 基本的には、穂積委員言われますように、自民党与党時代、政権を持っていたらしゃるときから当委員会でもいろいろ長い議論があったようでございます。しかし、私前段で申し上げましたように、今、地方分権の時代で、ますます地方自治体の需要が多くなってくるときに、

国民の皆さんに新たな負担をお願いするような場合になったときには、いろいろと議論があるものについてはやはり整理をしなければこれは国民の御納付がいただけない。ただ、そうであっても、今景気が低迷を起しているときでありますから、過度の負担を一挙にさせるということとは、これは我々としても考えなければいかぬのじゃないかというところで、委員御承知のような内容にしたわけでございます。内容及びその評価につきましては滝税務局長の方から答弁をさせたいと存じます。

○滝政府委員 マスコミの反応と申しますか、こういった点については、マスコミについては七事業に分類されるわけでございますけれども、大方は今回の措置はやむを得ない、こういうような御判断をいただいているように私も認識をいたしております。その前提といたしましては、ただいま大臣から申し上げましたように、こういうような景気状況の中では相当配慮した措置をとらせていただいている、こういうことをマスコミの方では評価をしていただいているのじゃないかろうか、こういうふうに認識をいたしているところでございます。

○穂積委員 次は不動産取得税であります。実はこの不動産取得税絡みでは、私も、今回の法人税改正は不十分だと思っております。なぜならば、そもそも現在のこの景気低迷の根幹は、過剰流動性資金の行き先が地価暴騰であり株価暴騰、いわゆるバブル経済、それが抑えられてバブルの崩壊、景気低迷というふうなこの反動が来たということとは、特に委員長はこの地価絡みのことはよく御存じの方でありますけれども、この経過を踏まえて景気対策を考えた場合に、どうしても土地及びこれに伴う建設、建築関係の業界に景気回復の起爆剤の一つになってもらわなければならぬ、これは当然のことです。そういう意味で、いろいろな対策を講ずるべきであるということなんです。

そういう意味では、この不動産取得税において

も、土地をより有効に、早く活用するという方向での政策を進めることが景気対策の一つとして重要であるということからすれば、私もその後刻提案する不動産取得税の課税標準の特例措置をいろいろ工夫するとか、あるいは道府県民税あるいは市町村民税の課税について、長期譲渡所得そのものについては税率等を配慮するというような措置が必要だと思っておりますが、この関係では自治当局はどのようにお考えでしょうか。

○滝政府委員 不動産取得税につきましては、ただいま仰せのように、この課税標準を固定資産税の評価額によっているということでございまして、この固定資産税の方の評価がことしの一月一日で評価がえという事態を踏まえて一挙に上げる、こういうような事情にあるわけでございします。そこで、ただいま仰せのように、私も、土地の取引にできるだけ影響を与えないようにあるいは影響を少なくする、こういうような観点から、今回はいわば思い切った負担軽減措置を講じているわけでございします。と申しますのは、固定資産の土地の評価がえというのは昭和三十九年から現在まで九回行われてきているわけでございしますけれども、いずれも不動産取得税については負担調整措置を従来講じてこなかったわけでございます。

不動産取得税につきましては、固定資産税の評価額にそのままリンクするということで従来やってまいりました。その趣旨は、不動産取得税の流通税としての特殊性、こういうことに配慮をして負担調整措置を講じていないということが一つあるわけでございします。もう一つ実質的な理由といたしましては、不動産取得税につきましては、少なくとも住宅用地についてはできるだけ取引を阻害しない、あるいはマイホームの取得にはできるだけ配慮するということで、少なくとも不動産取得税が従来からそういうような配慮をしてきた、こういうことでございします。現に通常程度の、普通のいわばマイホームでございしますと、不動産取

得税はほとんどかからない。要するに二百平米の土地は、不動産取得税は基本的にはそれまではかからないということもございまして、それから二百平米を超える部分につきましては四分の一の課税標準だ、こういうようなことでもございまして、少なくともマイホームということに関しては非常な配慮をきた税でございます。したがって、ただいま申しましたように、過去九回の評価がえに伴う問題については、従来から負担軽減措置を講じてこなかったわけでございます。

それを今度は、ただいま仰せのような事情を私どもとしてもこの際思い切つて考慮するというところで、いわば不動産取得税始まつて以来初めての負担調整措置を講じさせていただく、こういうことでもございまして、少なくとも一般に出てきます個人間の住宅用地としての取引についてはほとんど影響がない、あるいはあったとしても極めて抑えた格好になるであろう、こういうような前提をとっておりますので、御理解を賜りたいと存ずる次第でございます。

○穂積委員 この問題は、国税の方、譲渡所得税の面で景気対策上、我が党が一つの意見を持っておりますから、それとの関係で私も主張を申し上げていきたいと思ひます。

ところで、地方税全体を徴収する市町村の事務から考えますと、まさに日切れ法案として対処しなければ地方の事務上いろいろ支障を生ずるというところは私も理解をしております。その点で、本来は、税制改正はほぼこういう方向だというのは、例年ならば十二月中に私も与党だったころはクリアして、そして地方に示す、それで地方の事務の円滑な取り進めもやつてこれたということですが、ことは二月にずれ込んで、そして今ということなんです。

この日程がおくれたことで、しかも、先ほど来の特別減税という新たな事務処理も準備しなければならぬということになったら、かなり市町村は徴税事務上混乱のおそれあり。この辺については、自治省はどのような問題についての配慮

をしておられるのでしょうか。

○滝政府委員 ただいま仰せのように、日程的に大変厳しい中で税制改正を都道府県、市町村にお願いする、こういうことでもございまして。したがって、私も今この地方税制の改正につきましては、その内容が決定いたしましたのが二月九日でございますけれども、直ちにその内容等につきまして、各都道府県の東京事務所を通じて中身の事務連絡をさせていただく、こういうことをやらせていただきました。

また、それに関連する準備のための事務処理手続も当然もう少し詳細な内容をお伝えする必要があります。あるわけでもございまして、これにつきましても、その後一週間以内でございまして、二月十五日には、そういった点も踏まえて、自治大臣からの親書を各市町村長さんに出すとともに、事務処理につきましても遺漏のないような詳細な情報を速やかに別途連絡させていただく、こういうことをさせていただきまして、従来にないスピードで各市町村に徹底するようにさせていただいていくところでもございまして。

○穂積委員 いずれにしても、地方税関係は、これから長期的な視点に立つて直間比率の見直しや何やかちつとやつて、その中で地方行政が円滑に進むように努力していただきたいと思ひます。

地方交付税の問題に進みますが、とにかく、先ほども申しましたけれども、平成六年度末に百兆円を超えるような地方の借金ということになる。公債残高は、国の方も二百兆円、地方は百兆円というところで、大変な状況ですね。その場合に、問題の一つは、国債の方は償還期間が六十年、それに対比して、地方債に関しては十年ない二十年というような短期になっているということでは、短期の償還期間ということとは地方の財政運営に与える影響は非常に厳しいものがあると思うのであります。これについては自治省は、大蔵との関係もあるのでしょうか、今後どのように対処していくおつもりでしょうか。

○湯浅政府委員 御指摘のように、今年度かなり

財政運営が厳しいために、地方債の増発あるいは特別会計の借入金金の増額ということで対応していくという関係で、地方財政の借入金金が百兆円を超えるということになるわけでもございまして。国が二百兆、地方が百兆だから、地方の方はまだ余裕があるのじゃないかという意見を言う人も一方にいます。その点については、今御指摘のように、地方債の方は国と違い償還期限が非常に短いというところもございまして、単純に国と地方の借入金金の残高だけで比較するわけにはいかないわけでもございまして、地方がこれだけの借入金をするというところは、これからの財政の健全性というものを考えた場合には大変大きな問題であろうかと思ひます。

そういう意味で、これからの財政運営には十分注意を払っていく必要があると思ひつて、一般財源が比較的良好なときには、交付税の特別会計の借入金金を繰り上げ償還をいたしましたり、あるいは特例的に発行いたしました財源対策債などにつきましては繰り上げ償還の措置を地方財政対策としてきたというような経過がございまして、かなりそういう形では、ここ数年のところでは中期的な健全化の措置を講じてきたところでもございまして。

そういうこともございまして、当面の状況では何とか切り抜けることができるんじゃないかと思ひつて、これが続いているわけですが、しかし、将来にわたつてこれが続いていくということになりますと、これは大変な問題になります。したがって、景気が安定的な成長になってきた場合には、景気対策のためにいろいろ使われました事業も整理していく必要がございまして。

それから、こういう特例に行われた借入金につきましても、これを健全化するためのいろいろな措置、具体的には繰り上げ償還でございまして、か、そういうものも視野の中に入れていかなければならないと思ひます。特に、減税に伴つて発行いたします特別地方債あるいは交付税の特別会計

の借入金につきましても、これは税制改正の中で、特例的に発行した地方債なり特別会計借入金はその中でやはりきちんと補てんをしてもらわなければならぬということも考えながら将来の健全化措置を検討してまいりたいと思ひつて、この辺でございまして。

明年度以降の地方財政計画の策定に当たりましては、当然のことでもございまして、公債費を適切に見込むことによりまして全体としての公債費を確保する。また、個々の地方団体の公債費の適正な運用につきましても十分意を用いながらやっていきたいというふうな考えをいふところでございまして。

〔委員長退席、井奥委員長代理着席〕

○穂積委員 自治省として国レベルで金のやりくりをどうするかということについては、私も、毎年皆さんが大蔵省と随分うまい話をいろいろつけるものだなというところで感心してきまして。しかし、その中で、やはり主体は地方自治体の立場を考えた今後は努力いただきたいということなんです。

私も一つの例を申し上げますと、私の選挙区で、ある村で村長選挙、一騎打ちが演じられました。現職村長とその村の課長が対抗馬で出て一騎打ちをやつたんですが、その対抗馬の方は、今の村長はこれまで随分借金を重ねていろいろな派手な仕事をやってきた、これで村民一人頭借金幾らになる、これをおれたちが将来しよつて大丈夫かということを一つの宣伝の材料にして選挙が行われたんです。現職の方が勝ちましたけれども。

実は、それぞれの市町村の地方債残高というのがどうした状況の中でそれぞれやりふえていくわけですか。その始末は自治省がバックについてちゃんといずれやつていくんだからというようなことなどは、その数字を見た国民はなかなかわかりにくいというところがあるわけですね。地方の実態はそういう状況です。その辺を踏まえて、今後自治省もよく地方公共団体を面倒見ていっていただきたいと思ひつております。

ところで、今回この地方財政計画に盛り込まれ、また財源措置を講じられる中で、やはり時代の変化に応じて必要な政策のポイントということをお自治省サイドが明らかにされている点は幾つか評価できると思うのですが、特に、間違いない高齢化社会に進んでいる中で、今後それぞれの地方公共団体は、高齢者の保健あるいは福祉対策の充実ということを大きな地方行政の課題として取り組んでいっていただければならぬと思うわけです。

そこで、今回高齢者人口で地方交付税の算定を行うというようにしたことというふうに向ってありますが、その辺りよく御説明をいただきたいと思っています。

○湯浅政府委員 ただいま委員も御指摘のとおり、これからの地方団体の中で大きなウエイトを占める行政は、やはり高齢者の保健福祉対策ではなからうかと思えます。現段階でも、いわゆるゴールドプランの実施を初めといたしまして、地域の実情に応じてさまざまな高齢者福祉に対応できるような財源措置をしていくということ、社会福祉関係あるいは衛生費の関係の中で高齢者福祉関係の経費を地方財政対策で計上しますとともに、交付税の基準財政需要額に算入してきたわけでございます。この金額が毎年毎年大きくなってくる。

技術的になりますが、交付税の基準財政需要額の中の社会福祉費とか保健衛生費というようなのは人口を測定単位にいたして計算をするわけでございますが、高齢者の福祉対策というのは、人口ではなしに高齢者の人口というものを基準にして今までもいろいろな補正をしております。その補正の内容が非常に複雑になってきているというようないふこともございまして、むしろ経費を分けて測定単位を高齢者の人口にして計算をしていった方がこの財政需要額を的確に算入することができるとはいえないか。こういうことで今回の交付税法の改正におきまして、従来社会福祉費それから保健衛生費というもののの中に計上しておりました老

人関係の経費を一括して取り出しまして、これを高齢者の保健福祉対策費という形で経費を独立させまして、そして測定単位も高齢者人口を使うということによりまして的確な基準財政需要額をそれぞれの自治体ごとに算定していく、こういうことで今回の改正をお願いしているものでございます。

○穂積委員 次は、実は私が自治事務次官に在職中、自治省の皆さんがいろいろ工夫をされていた中に、森林・山村対策、自治省の方で積極的な林野行政に協力しよう、一緒にやってみようというところで打ち出された施策があるわけですが、これはその当時大変地方から喜ばれて、いいことをしたと自治省は評価されております。その森林・山村対策について、それでは各地方公共団体はどのような取り組みになっているか、その状況をおきよと御説明いただきたいと思えます。

○湯浅政府委員 平成五年度の地方財政対策におきまして、ただいま御指摘のように森林・山村対策という形で政策をつくりまして各種の施策を行ったわけでございます。この中で、まだ年度の途中でございますから最終的な数値はわかりませんが、十二月の時点でとりあえず調査をしてみましたところ、平成五年度の実績見込みで幾つかの結果が出ております。

まず第一は、森林の公有化を図るという政策として打ち出しましたところ、都道府県、市町村合わせまして五千八百ヘクタールの公有林を取得する、これは金額にいたしまして百八十億円の計画と聞いておりますが、五千八百ヘクタールの公有林化を図るということ、これが施策の一つとして出てまいっております。

それから第二番目として、ふるさと林道の整備を促進していくということに對しましては、全体で五百五十億円をやっているという、全体の合計額で五百五十億円を事業として事業化しております。

それから三つ目は、いわゆる担い手対策基金として都道府県に基金を積みでもらおうという点で

ございますが、この担い手対策基金が総額で六百六十五億円、都道府県から拠出されたものが六百六億円ということ、当初私どもが予定した以上に拠出している、こういうような結果が出ているわけでございます。平成五年度に行いました森林・山村対策については各自治体が積極的に対応していただいているということがこの計数でおわかりいただけるのではないかと考えております。

○穂積委員 まことにこれは、むしろ自治行政の中で私どもはある程度、これからはお世話にならなかならぬという立場の者として、よろしくお願いいたします。

それから、農山漁村対策の問題ですが、特に日本の農業は、もう御承知のとおり、今危機的な状況にあると言つても過言ではない状況にあります。

去年の暮れの例のウルグアイ・ラウンドの農業合意受け入れという細川政権の決定によって農家、農民は大変な動揺を来しておりますし、今後の日本の農業はどうなるんだ、どうしてくれるんだということが現実であります。私もこれはこれに對して別途の場で私どもの主張するところを国政に反映するように努力していかなければと思っておりますが、とにかくにも農業基盤整備一つとっても自由貿易体制の中で日本の農業を守っていくということになれば、容易ならざる投資、それから事業施行ということが必要なのであります。

そういう点で、これは地方分権なり地方の時代と言いつても、健全な農山漁村が、それぞれの地域でこれに従事する人たちが希望を持ってこれを守っていくというようなことでなければこの日本の社会体制そのものがおかしくなかなない、こういう問題でありますから、詳しくは時間がありませんから申しませんが、この辺についてはぜひとも自治行政上今後最大限の取り組みをしていただきたいと思うわけであります。

これについて自治省としての考え方を伺いきし、最後に、これはもう大臣、こうしたいいろいろ

な時代の変化に応じた地方それぞれに特色を生かした自治行政推進に対する自治行政の最高責任者としての意欲ある考え方を示していただければ、私の質問をそれにて終わらせていただきます。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

○湯浅政府委員 大臣の御答弁の前に、私から平成六年度におきます農山村対策につきまして若干申し上げたいと思えます。

ただいま委員も仰せのとおり、これからの農山村対策というものは非常に重要な問題がございまして、前年度は特に森林・山村対策ということをやりましたけれども、もっと広い意味での農山村対策ということをこれから施策として打ち出していきたいということ、今回の地財対策におきましても、後継者の育成確保のためのいろいろな施策、後継者の研修でございますとか、あるいは地域活動、住宅取得、新規就農の奨励というようなものをセッティングいたしまして、交付税の中で基準財政需要額に算入してまいりたい。

それから二番目は、地域の活性化を図るために、その地域の流通加工施設ですとか、簡易な宿泊施設とか、特産品の展示販売施設の整備、あるいはCAテレビの整備とか、若者の定住を促進するための賃貸住宅の建設というようものを柱といたしまして施策を地方債なり交付税でやってまいりたい。

それから三つ目としては、生活環境の整備を図るために、二十戸以上の集落排水については国の集落排水事業がございまして、二十戸未満の小規模な集落におきまして排水処理施設を整備するために地方単独事業でこれに対処していく、あるいはふるさと事業とか、農道、林道の整備というものを積極的に活用していく。

こういうようなことで、農山村対策について明年度の地方財政計画には三千九百億円の施策として打ち出しております。これも地方団体に積極的に活用していただくようにこれからPRをしていきたいというふうに考えております。

をさせる。同時に、もう一つの問題は、三つ目の問題は、業界がえてして、従来こういう問題が起こつたときにチャンスとばかりにやるといふ傾向はあるわけなんです。そういう問題をつかんでいないといふことはいふと思うんです、いつもそういうことが起こっているわけですから。

だから、三位一体となつた、つまり周知徹底で広く知らせて、そういうことはいふけないといふことをわからせる、相談に來た場合の体制をとる、それから、實際上げる方に対して、そういう問題

についての規制といひますか、正しい措置をとらせるような指導を行う、こういう点が必要だと思ふんです。新しい次官通達を出していただくとしても、今起こっていることだから、四月一日ということではなくて現実の指導を、皆さんも御承知のとおり、家賃だとかそういうのを決めるのは四月からというのが多いわけですから、四月からというのは、四月に相談するわけじゃなくて前段で相談するわけですから、その辺もお含みいただいて指導していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○溝政府委員　ただいまおっしゃったようなことは、私どもも十分踏まえて対処してまいりたいと思ひます。

○穀田委員　前段の通達は通達として出されたとしても、指導の経路はあつたとしても、不当な乗値上げは許さぬという次官通達で指導を新たに

に、どういう中身かいろいろ問題あるとしても、きちんと出していただくということはいいんですね。

○蒲政府委員　次官通達の中身については、これから内容について詰めを行うところでございますから、そういう格好にするかというのは今ここで私ども判断できませんけれども、少なくとも、そういうようなことを防ぐために従来からこういう指導を申し上げ、かつ、通達も出しているわけでございますから、そういう点が徹底できるような格好をとらせていただくかと思っております。

○穀田委員　じゃ次に、例の東京フロンティアの

問題に対して質問をします。

東京の世界都市博覧会に対して法人住民税や事業税、さらには不動産取得税や固定資産税などの非課税措置が行われています。これは新聞などにも書かれているんですが、国際条約や法律に基づく博覧会においては法律で特例措置を設けたことがありません。しかし、自治体が開催することになった博覧会などへの優遇税制はかつてあったのでしょうか。

○滝政府委員 ただいま御質問の中にも若干ございましたけれども、従来からこういった博覧会については、いわゆる万博スタイルのものにつきましても地方税におきましては個別的に特例措置を規定してきている、こういうのが例でございますので、従来そういう意味では少なくとも万博という形をとるものについては個別にやってきた、こういうことでございます。ただ、仰せのように、そういうようなものに該当しないものについてどうかと言われれば、そういうものは、今回こういう格好で法律上特例措置を設けていたかどうかは初めて、こういうことになります。

○穀田委員 昨年の新聞にも書かれているんですが、地方自治体が国際博覧会条約に基づかず独自に開催する博覧会を政府が閣議了解で支援をするのは前例がないということを言っているんですね。これはこのとおりでして、私は、じゃ、この東京フロンティアというのは一体何だったかということを見ますと、重大な問題をやらんでいるんじゃないか。御承知のとおり、これは臨海副都心開発の成果を見ることが目的とされている、都市のあり方とか「躍動とるおい」とかということをテーマにやると書いてあるわけですが、これも、だから、東京フロンティア自身が臨海副都心の成果、この問題と一体なんですね。これはとかくうわさが絶えないわけですね、臨海副都心開発というのは。

例えば九一年の十一月八日の朝日ではこう書いています。「当時は副総理だった金丸さんも臨海部を視察、鈴木知事も案内役に立った。国土庁も

都に来て、「早く都の構想をまとめてくれ。金丸さんに報告しないといけない」とせっつくようになった。さらに、「金丸さんの秘書官から築地の料理屋に呼ばれた都の幹部もいて、「民間に先を越されている。はやばやするな」とけしかけられた。」「テレビポート構想から六年ちよつとなのに、オフィスが加わり、住宅も柱に、と変ぼうした。自治体の計画に国がこれほど言ってくるのは、異例中の異例だ。臨海副都心は都内に残された貴重な土地。理想的な都市とは何か、都はじっくり構えて当てるべきだ。」ということ、横田前副知事が当時朝日新聞に書いていたわけなんです。

問題は、この計画の見直し自身が今迫られているような状況にあります。そういう意味で、非課税措置などの特例、これは本来、先ほど局長からお話があったように、自治体の首長の判断で個別にできるわけですね。だから、なぜそれを法律で決めなくちゃならないのか。このことを明らかにしていただきたいんですが。

○滝政府委員 この問題につきましては、ただいまも仰せのとおり、政府といたしましては、閣議了解ということで昨年の十一月に、関係行政機関が必要な協力を行う、こういうようなことで、万博には該当しませんけれども、それに準ずる博覧会ということで関係行政機関が協力して行う、こういうようなことになってきているわけでございます。

もちろんその場合、その間にいろいろな経緯がございますし、また新聞紙上でもいろいろなものを取り上げられてまいりましたけれども、少なくとも私どもとしては、昨年十一月の閣議了解に基づいて、この博覧会については万博に準ずるものと、こういうことでできるだけの協力を行うんだという立場から、今回こういうような格好で特例措置を設けさせていたということにいたしましたものでございます。

○穀田委員 どうも歯切れが悪いですね。つまり万博には該当しない、で、準ずるといって、それ

では地方自治体という立場からいってもちよつとおかしいと思うのです。つまり、国の判断を自治体に押しつけることになってしまつて、国際的な行事だとかあるいは法律に基づくものをやる場合について、自治体は何々できるというそういう規定だったらわかるのです。しかし、それを、東京だけを特別扱いするということに對して、先ほど言ったように新聞紙上でも、局長もおっしゃる通りに批判はあるわけなんですね。それでは、他の自治体がこういった類することをやろうとしたら、法律で特例を認めたりするのですか。

○滝政府委員 最初に申し上げましたように、従来から、仮に万博形式の博覧会におきましても、個別的にそれについて特例措置を講じるかどうかは、やはりその都度その都度法律でもって定めてきていると、こういうものでございます。

したがって、ただいまお話ございましたように、この種のものがこれから出てくればそれをやるのかという御意見でございますけれども、やはりそれはその都度その都度、従来と同じように、これについてどうするかということは、今後もそういうものが出てくれば具体的な問題として判断をさせていただく、こういうふうなのが従来からの考え方であらうというふうに私どもは考えております。

○穀田委員 従来からの、従来からのと言いますけれども、もともとそういう博覧会条約なんかの別でして、こういうものについてどうするかというところについては初めてのケースで、しかも、これは初めてだと先ほどおっしゃったわけですから、どうも納得いかないわけですね、次に進みます。

交付税の特別会計の借り入れの問題について、前回も私、補正予算のときにもやりましたけれども、今回、佐藤自治大臣の名前でやっています財政当局との覚書なども出ておりますので、最後に大臣に質問をさせていただきたいと思つていま

從來、交付税特別会計の借り入れについては、やらないということを何度か言つてきて、昨年も私、この前の補正予算のときにも、異例中の異例だということを大臣は繰り返しお話しになりました。しかも、昭和五十九年一月十九日付の両大臣の覚書の基本的考え方の中でも、これはしないというのを再三にわたつて強調したことは御承知のとおりです。それをなぜこの年度当初からやるのかということについて、まずお聞きしたいと思います。

○湯淺政府委員 今回の地方財政対策におきまして、地方交付税の総額を確保するために、年度当初から交付税の特別会計の借入金を行うということをお願いしているわけでございます。

その点については、ただいま御指摘のように、昭和五十九年度におきまして交付税特会の新規借入金の措置は原則として廃止をして、特例措置によつてこれをやっていたということ、こういうことが決められたわけでございますけれども、平成六年度の場合を考えてみますと、景気の低迷等によりまして所得税あるいはその他の税が極めて落ち込んでいる、さらにそれに特別減税を行うというようなこと、それからこれは平成四年度分の国税の減収に伴います精算減の分も一兆円ぐらいあるというところを踏まえまして、相当大きな金額が前年に比べて落ちて落ち込んでくるんじゃないだろうかというふうなこともございました。

こういうことで、財政当局というのと御相談をしたわけでございますけれども、国の方もこれは極めて厳しい状況で、とても一般会計からの繰り出しを十分するというような事情にはない。それから、これは、この国税五税の落ち込み分をそのまま計算してすべて地方債で賄う、これも、理論的にはそういうことになるわけでございますけれども、地方財政が置かれている現状、特に財政力の弱い団体がたくさんあるということを考えますと、交付税の総額というものもそれなりに確保するという必要もある。こういうことから、やむを得ず今回は交付税の特別会計の借入金

を行うということにしたいわけでございます。

所得税の減税に伴います補てん分につきましては、これは将来税制改正によって補てんをさせていただきます。これは性格が違わない問題でございますから、これは性格が違わない問題でございますから、この特別減税以外の分につきましては、財政収支の不十分、これについて交付税の特別会計の借り入れをしたということについては、今申し上げましたような各種の事情を受けまして、やむを得ない措置として行ったということを御理解いただきたいわけでございます。

○穀田委員　そこで私、大臣にもう一度御答弁いただきたいのですが、総額を確保する問題について私は言っているわけじゃないわけですよ。総額を確保するのは当たり前でございまして、それをどこから確保するかという問題が問題にしているのであって、しかも、二月五日付の自治大臣の文書によりますと、財政当局と折衝して、地方交付税については、先ほどお話があったように一兆円を超える精算減が生ずるなど極めて厳しい状況だけれども、十五兆五千億程度確保した、こう書いてあるのです。今の話はその話ですよ。

問題は、財政当局と折衝した場合に、私、この前も補正予算のときもお話ししましたけれども、結局のところ、そういうふうな借り入れの元金というものは国が本来負担すべきだということを中心にして折衝していただいたのかということを中心にしたわけですね。だって、自治大臣は折衝したと書いてあるわけですから、その御本人の方から、どういふふうな話なのかちょっとお聞かせいただきたいと思うのです。

○佐藤国務大臣　景気回復には地方交付税十五兆五千億ということで、若干、前年度よりも幾らか多い、この金額を確保することが一番大事でございます。何分にも未曾有の景気が悪い中、財政局長からも説明いたしましたように、国においても国債の返済の定率繰り入れも停止をするという財政事情でございますから、その意味で、やり得る手段というのは今財政局長から御説明をしたとお

りでございます。ただし、金利につきましては、これは国が持つてくださるということでございます。

いずれにしても、昭和五十九年のあの協定に至るまでにはいろいろな経過もございましたけれども、昭和五十九年に想定をした以上の財政状況の厳しさということから、このやり方しかないという判断に立つて実行したわけでございます。

○穀田委員　そこで、今五十九年の話が出ましたから私は言いたいわけですが、では、五十九年の場合、例えば当時特例措置を導入した際に、社会党は当時明確に反対をしております。そういう立場から反対論も出ています。そしてそのときに、大臣のそういうおっしゃる点はいろいろあるのではありませんか、内実は自民党政府の時代よりも後退しているというふうに出て差支えないんじゃないかと私は思うのです。つまり、当時は、国、地方折半でなくて、全額国が持つべきだと言っていたのです。それを折半にするという話でいろいろあったわけですが、そういうことからしても私は重大な後退だと思っております。その辺をしっかりと私としては発言しておきたいと思うのです。

だから、改めて言うのは、地方財政の健全化のために、昭和五十九年度以降交付税特別会計における新たな借入金措置は原則として行わない」とした政府の方針ですね、これを改めて踏みにじるといふのはけしからぬと私は思っています。しかも、補正予算のときにも言いましたけれども、補正予算のときにも特別だ、例外だ、こう言ったのだけれども、そのときとしても、原則としてはということを変更して当時言っていたわけですから、私はそういう点についてはけしからぬということを変更して、時間でするので終わります。

○粟屋委員長　これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○粟屋委員長　この際、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案について議事を進めさせていただきます。

○平林委員　私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となりました地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨について御説明いたします。

まず、我が国の経済が最長、最悪と言われる不況から依然として脱却できない最大の理由は、土地取引が凍結状態にあることと、企業の設備投資が極端に低迷していることにあることは全く異論のないところであります。そこで、土地取引の活性化と、企業の設備投資の拡大誘導について税制面からの積極的な対応がなされなければなりません。が、今次税制改正においてはその措置は極めて不十分であります。

土地税制についてありますが、現行の土地の譲渡益に対する課税は、平成三年度に地価高騰に対処するためにとられた極めて高い税率がそのまま残されております。土地取引の実態について見ますと、平成三年の土地の譲渡所得は十八兆円であつたものが、翌四年には七〇％も急減して五千四百億円となっております。これは土地の譲渡所得に対する重課によるものであります。

また、固定資産税の評価額引き上げに伴い、この評価額を課税標準とする登録免許税、不動産取得税の税額が急激に上昇することに對し、今回の政府の改正案ではそれぞれ負担の調整措置をとる

こととしておりますが、土地取引の活性化が重要な課題とされている今、思い切った対策が必要であります。

以上申し上げました理由に基づき、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案に対する修正案の概要について御説明いたします。

第一は、不動産取得税の特例についてであります。宅地評価土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準を、その取得が平成六年一月一日から平成八年十二月三十一日までの間に行われた場合に限り、価格の二分の一の額とする特例措置を講ずることとしたしております。

第二は、長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例についてであります。長期譲渡所得でその基となる土地等の譲渡が平成六年一月一日から平成七年十二月三十一日までの間に行われたものについては、道府県民税の所得割に係る税率を現行の百分の三から百分の二に、また、市町村民税の所得割に係る税率を現行の百分の六から百分の四に、それぞれ引き下げる特例措置を講ずることとしたしております。

以上が本修正案の提案理由及びその内容であります。何とぞ慎重審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○粟屋委員長　これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○粟屋委員長　これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。北沢清功君。

○北沢委員　私は、連立与党を代表して、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案に賛成、修正案に反対の意を表するものであります。明年度の地方税制改正については、当面の景気の低迷を打開するため、個人住民税について特別減税を実施するとともに、最近における社会経済

情勢に対応し、住民負担の軽減合理化等を図っていく必要があると考えます。

政府提出の本法草案を見ますと、まず、個人住民税について、年内に税制改革の実現を図るとの方針のもと、平成六年度限りの措置として、定率による特別減税を実施することといたしております。

この減税は単年度限りの減税規模としては過去に例のない大規模なものであり、できるだけ早いタイミングで、かつ、まとまった形で実施できるように工夫されており、景気対策としての効果をできるだけ上げるよう配慮されているところであり

また、教育費等諸出費のかさむ中堅所得層の税負担を軽減するため、特定扶養親族に係る控除額の引き上げを行うほか、土地取引の現状にも十分に配慮し、土地の評価がえに伴う負担増を軽減するため、不動産取得税の課税標準の特例を創設するなど所要の改正を行うこととしております。

また、個人住民税の特別減税等による減収額を埋めるための措置として、地方債の特例措置を講じ、平成六年度の地方団体の財政運営に支障の生じることのないよう措置されております。

これらの改正は、最近における社会経済情勢、住民負担の現状、地方財政の状況等から見て、いずれも適切妥当なものと考えられるものであり、原案を可決成立すべきものと考え次第であります。

以上をもって私の原案賛成、修正案反対の討論といたします。(拍手)

○栗屋委員長 平林鴻三君。

○平林委員 私、自由民主党・自由国民会議を代表いたしまして、政府提出の地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案に反対、修正案に賛成の討論を行います。

最近の我が国の経済情勢は、個人消費や民間設備投資の低迷に加え、円高等の影響もあって、極めて厳しい局面に置かれております。政府は、これまで数次にわたり経済対策を講じてきたところ

であります。依然、景気回復への足取りは重く、その速やかな回復を図ることが喫緊の課題となっております。

こうした状況の中で、内需拡大による景気回復の促進を図るため、減税に期待する声が内外ともに強まっていることは周知のところであり、

政府が、今回、平成六年度限りの措置として五兆四千七百億円の所得税、住民税の特別減税の実施を提案しておりますのも、国民のこのような声をこたえようとする努力のあらわれと思われ、

が、単年度限りの措置であることや恒久的な減税財源の手当てがなされていない点など問題が多いことは申し上げるまでもありません。

しかし、現下の内外の情勢を考えれば、臨時異例の措置としてやむを得ない点もあり、政府原案にある減税案に対しては、必ずしも反対するものではないものであります。

しかしながら、景気回復への大きな手がかりの一つが土地取引の活性化にあることは多くの識者が指摘するところであり、地価が鎮静化した今日、景気対策等の徹底を図るためには、修正案に盛り込まれているように、土地譲渡課税の大幅な軽減や不動産取得税等の現行負担水準の据え置きなど土地税制の減税をさらに強化することが必要であります。

政府原案は、一応、土地の評価がえに伴う不動産取得税の課税標準の特例措置等土地に対する税負担の軽減措置を設けてはおりますが、このような観点からの配慮に消極的であり、景気対策として徹底を欠くうらみがあると言わざるを得ません。

これに対して、修正案は、このような政府原案の不徹底さを改め、土地税制に大胆な政策減税を導入し、所得減税と相まって国民の期待にこたえ、景気の速やかな回復を図ろうとするものであり、その考え方には多くの方の御賛同が必ずや得られるものと確信をしております。

私は、この修正案が低迷を続ける我が国の経済の回復にとって不可欠なものであることを改めて

明確に申し上げ、政府原案に反対し、修正案に賛成する討論といたします。(拍手)

○栗屋委員長 これにて討論は終局いたしました。

○栗屋委員長 これより採決に入ります。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、穂積良行君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○栗屋委員長 起立少数。よって、穂積良行君外三名提出の修正案は否決されました。

次に、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○栗屋委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○栗屋委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、井奥貞雄君外五名から、六派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。山名靖英君。

○山名委員 私は、この際、自由民主党・自由国民会議、日本社会党・護憲民主連合、新生党・改革連合、さきがけ日本新党、公明党及び民社党・新党クラブの六会派を代表いたしまして、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案に對しまして、次の附帯決議を付したいと思

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていた

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左の点についてその実現に努めるべきである。

一 平成六年度の特別減税等に伴い発行する特別地方債の償還財源については、税制改革の実現を図る中で地方税源の充実によって適切に確保すること。

二 税制改革に当たっては、地方財政の健全化を図るとともに、地方団体が高齢化の進展等に伴い増大する行政需要に的確に対応し得るよう、地方税源の充実を基本として、地方分権の推進に即応した安定的な地方税体系を確立すること。

なお、恒久的な個人住民税減税とその財源問題についても、地方税の直間比率の是正等の観点から踏まえた税制の改革の中で結論を得ること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○栗屋委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○栗屋委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、佐藤自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤自治大臣。

○佐藤国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○栗屋委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○粟屋委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○粟屋委員長 次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。穀田恵二君。

○穀田委員 私は、日本共産党を代表し、地方交付税法等の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。

第一は、政策減税による減収分、通常の財源不足分について、いずれも地方の負担としており、国の責任を全面的に放棄していることです。政策減税について言えば、七七年、七八年のそれぞれ三千億円の戻し減税、あるいは八一年のラーメン減税、これらはいずれも特会借入れで補てんしてありますが、その償還は全額国がするようになっています。ところが、改正案は、大量の建設地方債を発行した上で、減税分と財源不足を補う交付税特別会計借入金の償還はすべて地方負担とされ、十八年ぶりという赤字地方債の発行ということまで行っています。このようなことは、かつての自民党政権のもとでもなかったことであり、到底賛成できません。

第二は、地方財政の健全化のためには「昭和五十九年度以降交付税特別会計における新たな借入れ措置は原則として行わない」とした政府方針を踏みにじり、二兆九千七百七十九億円の特会借入れを行ってのことです。既に年度途中での借り入れは緊急避難措置などといって行われていますが、年度当初からというのは初めてのことで、それだけではありません。地方財政計画で

は、赤字地方債や公共事業債を初めとして前年度の一・七倍もの大量の地方債を発行し、地方債への依存度を八・一％から一三・一％へと急激に上昇させています。長期の不況のもとで地方自治体が苦悩している、まさにこのときに、「地方財政の健全化」とは全く逆の方向、すなわち地方への借金押しつけ、地方財政悪化の方向を固みずからが地方へ押しつけるなど、断じて認めるわけにはいきません。

第三は、地方へ実際に配分される地方交付税の総額は、前年度に比べわずか〇・四％の増額にすぎません。保健所運営費を初め三百三十億円の国庫補助金等を新たに一般財源化、高校以下の私学助成の二五％カットなど多数の国庫補助金の削減が行われましたが、わずか六百六十八億円の交付税総額の増額で財源措置したなどという説明は全く納得できません。自治体にとってみれば、他の財政需要を圧縮するか、一般財源化した補助金そのものの財源措置を縮減するしか選択肢がないという状況にならざるを得ません。

また、政府は、地方に対して財政負担を押しつける一方、法律等に基づき国が地方交付税総額へ繰り入れるとされている加算額については、わずか千七百六十億円のみを加算しただけで、残りの七千八百八十億円を先送りしています。国が繰り入れるべき額の多くを先送りする恣意的操作によって留保されている交付税の額は、実に四兆円をはるかに超えているのです。

最後に、地方団体の財政的裏づけをなす地方税や地方交付税という重要法案が十分な審議時間もなく処理されるということは全く遺憾であります。地方税法案については、主たる改正の側面が一兆六千億円の住民税減税にあり、賛成するものです。ただ、改正内容は百項目以上に及び、その中には私が質問の中でも指摘したように、東京フロンティアなど大企業優遇税制の温存などの問題点もあります。交付税法案については、例年日切れ法案として扱われておらず、法律にもそれは明白です。こうした重要法案を日切れ法案として短

時間で処理するのは、国会の審議権を侵すものであり、憲政史上に重大な汚点を残すものであることを指摘して、討論を終わります。

○粟屋委員長 これにて討論は終局いたしました。

○粟屋委員長 これより採決に入ります。

地方交付税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○粟屋委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○粟屋委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○粟屋委員長 次に、地方財政に関する件について調査を進めます。

この際、井奥貞雄君外五名から、六派共同提案に係る地方財政の拡充強化に関する件について決議されたことの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。今井宏君。

○今井委員 この際、地方財政の拡充強化に関する件につきまして、決議をいたしたいと存じます。

本件につきましては、理事会等におきまして、自由民主党・自由国民会議、日本社会党・護憲民主連合、新生党・改革連合、さきがけ日本新党、公明党及び民社党・新党クラブの六会派で協議が

調い、お手元に配付してあります案文がまとまりました。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

地方財政の拡充強化に関する件(案)

今日の厳しい経済情勢のもとにおいて、地方行政の長期的な安定と発展を図り、地方行政の課題に的確に対応し、諸施策を着実に推進するため、政府は、左の諸点について措置すべきである。

一 一兆円を超える多額の借入金将来の地方財政を圧迫するおそれがあることにかんがみ、地方一般財源の充実強化により、その健全化を図ること。とくに、平成六年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金及び増発された地方債の償還を含めて、税制の抜本的見直しに当たっては、地方分権の時代にふさわしい地方税財源を確保すること。

二 高齢化社会に対応し、地域福祉を推進するため、地方団体が単独で行う社会福祉経費の充実を図ること。

三 地域の実情に応じた生活環境及び住民生活に密着した社会資本の整備を推進し、自主的・主体的な地域づくりを更に進めるため、地方単独事業の一層の充実を図ること。

四 地方団体が積極的かつ主体的に取り組むことが求められている環境問題、農山漁村対策、森林・山村対策、国際交流、地域文化、消防等の諸施策については、財政措置の充実を図ること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたします。

○粟屋委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

これより本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○粟屋委員長 起立総員。よって、地方財政の拡充強化に関する件を委員会の決議とするに決しました。

この際、佐藤自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤自治大臣。

○佐藤国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○粟屋委員長 お諮りいたします。

ただいまの本動議の議長に対する報告及び関係当局への参考送付の手續につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○粟屋委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十六分散会

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち地方税法附則第十一条の次に一条を加える改正規定のうち同法附則第十一条の五第一項及び第二項中「三分の二(当該取得が平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行われた場合にあつては、二分の一)」を「二分の一」に改め、同条第三項中「附則第十一条の四第五項第一号」を「前条第五項第一号」に、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする」を「これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)」と、「決定した価格」とあるのは「決定し

た価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)」とするに改め、同項の表を削る。

第一条のうち地方税法附則第三十一条の第三第一項の次に一項を加える改正規定中「三分の二(当該取得のうち平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間にされたものにあつては、二分の一)」を「二分の一」に改める。

第一条のうち地方税法附則第三十四条第四項の改正規定中「加える」を「加え、同条に次の一項を加える」に改め、同項の改正規定の次に次のように加える。

5 第一項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等(租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう)が平成六年一月一日から平成七年十二月三十一日までの間に行われたもの(次条及び附則第三十四条の三の規定の適用を受ける譲渡所得を除く)に係る第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「百分の三」とあるのは「百分の二」と、前項中「百分の六」とあるのは「百分の四」とする。

附則第四条第四項中「三分の二(当該譲渡した土地を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に譲渡した場合にあつては、二分の一)」を「二分の一」に改め、同条第五項「三分の二(当該譲渡した不動産を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に譲渡した場合にあつては、二分の一)」を「二分の一」に改める。

平成六年四月五日印刷

平成六年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局